

外国送金に関する重要なお知らせ

平素より浜松いわた信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための管理態勢の強化を進めております。

つきましては、管理態勢強化策の一環並びに提携金融機関からの要請により、下記に該当する仕向外国送金取引をお断りさせていただく場合がございます。

お客さまにはご不便をおかけ致しますが、なにとぞ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 真の「送金受取人」と送金依頼書の「お受取人名」が異なる場合
(例) 法人・個人事業者等の商取引で、支払代金の送金を合理的理由（※1）なく、取引相手の法人ではなく代表者個人等に送金される場合等
2. 「送金受取人」の住所が PO BOX（私書箱）という表記があり、真の送金受取人の住所が確認できない場合
3. 送金原資が「みなし現金（1週間以内の現金入金）であり、送金原資が疎明資料等で確認できない場合
ただし、1週間以上前に入金された場合でも疎明資料等による確認を行う場合があります。

（※1）合理的な理由とみなされる例

- ・「送金受取人」の個人と真の「送金受取人」である法人等に貸借関係等があり証明できる場合や代理人契約等があり、その関係性が証明できる場合

外国送金等における商取引の疎明資料には、輸入許可通知書、インボイス、船荷証券（B/L）、航空運送状等が該当します。

以上

【本件に関するお問い合わせ】
ソリューション支援部 国際業務課
TEL：053-454-6139
受付時間：平日 9:00～17:00